



Webを活用した授業のためのTips

07_著作権編

2022年4月20日更新

甲南大学 図書館
教育学習支援センター



内容

1. 著作権法について

- (1)著作権法の目的
- (2)著作物の定義
- (3)財産権と著作者人格権
- (4)著作物を自由に使える範囲

2. 授業目的公衆送信補償金制度について

- (1)授業目的公衆送信補償金制度とは
- (2)適用要件
- (3)適用事例
- (4)著作権者の利益を不当に害する場合（例外）
- (5)利用した著作物の記録



1.著作権法について

(1) 著作権法の目的

著作権法（抜粋）

（目的）

第一条

この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な使用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もつて文化の発展に寄与することを目的とする。

- 著作者の権利が守られないと、新しい著作物が生み出されない。
- 著作物を使う人が育成されないと、文化が発展しない。

⇒**バランスをとるためのルールが著作権法**

※個人情報保護とは別のルール



1.著作権法について

(2) 著作物の定義

著作権法（抜粋）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 著作物 **思想又は感情を創作的に表現したもの**であつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。

- 単純なデータや法令など、「思想又は感情を創作的に表現したもの」ではないものは、著作権法による保護の対象外。
 - ・ 「創作的」と判断する基準は人によってゆれがある
 - ・ 著作権で保護されていないアイデアや手法も不正利用は認められない
 - ← **研究倫理・学習倫理の遵守**
- 公表されていない著作物も保護の対象
 - ・ 学生の撮影した写真なども対象



1.著作権法について

(3) 著作者人格権と財産権

著作者人格権	財産権
・公表権 ・氏名表示権 ・同一性保持権	・複製権 ・上演権 ・翻訳権 ・公衆送信権 (放送、インターネット公開等) など
譲渡できない	譲渡・相続できる
期限がない	期限がある ※現在は著者の死後70年間

- 著作物の利用に関する権利を著作者が持っていないことがある。
※自分の著作物でも注意が必要。
- 著作権保持者の許諾だけでなく、道義的に（人格権を尊重するために）著作者にも連絡したほうがよい場合も。



1.著作権法について

(4) 著作物を自由に使える範囲

①自分が著作権を持っている著作物

②著作権法上で定められた条件下での利用

<例>

- 私的利用のための複製
- 背景の写りこみ
- 図書館における複製（許可された範囲のみ）
- 引用（自分の考えを補強し論拠づけるために必要な部分のみ）
- 試験問題での利用
- 障がい者が利用できるようにするための複製
- 学校その他の教育機関における複製等（著作権法第35条）

※公衆送信を行う場合は、相当な額の補償金を著作権者に支払う

= 授業目的公衆送信補償金制度

…など



1.著作権法について

(4) 著作物を自由に使える範囲

③著作権法による保護の対象外

- 定義された「著作物」ではない
 - 保護期間を経過している
 - 個人の著作物・・・死後70年
 - 団体・無名の著作物, 映画・・・公表後70年
- ※死亡、公表、創作の翌年の1月1日から起算
※法令改正や戦時加算等で計算方法が異なる著作物

④著作権者によって2次利用が許可されている

- 著作権者から直接許諾を得ている
- 「著作権フリー」のコンテンツである
- 「CCライセンス」などで意思表示されている。

<https://creativecommons.jp/licenses/>

※利用方法によって有償の場合があるので、利用条件を確認すること！



1.著作権法について

(4) 著作物を自由に使える範囲

- ・自由に使える場合でも、「著作権者人格権」は保護されている
 - ・盗用・剽窃・改竄・改変の禁止
 - ・人権の尊重
- ・海外の著作物（洋書）もほぼ同じルール
 - ※保護期間が異なることがあるので注意

参照：CRIC（著作権情報センター）「著作権ってなに？」

<https://www.cric.or.jp/qa/hajime/index.html>

⇒「自由に使える範囲」であれば、授業でも自由に使える。
（授業目的公衆送信補償金制度の対象とならない。）

2. 授業目的公衆送信補償金制度

見つかる、きみのなかの無限大。



KONAN INFINITY

(1) 授業目的公衆送信補償制度とは

学校で、授業のために、インターネット等を使って、電子ファイルで複製した著作物を受講者に配付・配信する時に、著作者等に補償金を支払う制度

管理団体：

一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会 SARTRAS
(サートラス)

<https://sartras.or.jp/>

- ・補償金は「サブスクリプション形式」で支払う
「教育機関」として支払いを行うため個人での支払いは不要

2. 授業目的公衆送信補償金制度

見つかる、きみのなかの無限大。



KONAN INFINITY

(2) 適用要件

以下の全てを満たしていること。

☒ 本学の授業である

中学・高校は課外活動での利用可
大学は課外活動での利用は不可

☒ 受講者が本学の学生である

公開講座等での利用は別料金

☒ 当該授業の受講者のみがアクセスできる

MyKONANなど、受講者しかアクセスできないサーバーやメールなど、
限定された環境であること

2. 授業目的公衆送信補償金制度

見つかる、きみのなかの無限大。



KONAN INFINITY

(3) 適用事例

<利用可>

○授業（補習・勉強会・留学前教育等の正課外授業を含む）

○キャリアセンター等の「セミナー」

※教員以外（外部講師や職員など）が講師でも可

<利用不可>

×学外団体主催の講習会 ←「学校」ではない

×多人数の学会・研究会 ←「授業」ではない

×FD・SD研修 ←対象が「学生」ではない

×模擬講義 ←対象が「学生」ではない

×大学祭での利用 ←大学は課外活動での利用は不可

※いずれも「自由に使える範囲（引用など）」であれば利用可

2. 授業目的公衆送信補償金制度

見つかる、きみのなかの無限大。



KONAN INFINITY

(4) 著作権者の利益を不当に害する場合（例外）

著作権法（抜粋）

（学校その他の教育機関における複製等）

第三十五条 ...前略 ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び当該複製、公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

<利用不可>

×多量になる場合

※各講義で利用する量は少量でも、最終的に量が多くなる場合は不可

×ワークブック、問題集の複製

⇒教科書などに指定し、各受講生に購入させる必要がある

2. 授業目的公衆送信補償金制度

見つかる、きみのなかの無限大。



KONAN INFINITY

(5) 利用した著作物の記録

補償金分配のため、SATRASに対し、**対象となる著作物の利用報告が求められている。**

※事前連絡あり。**年度ごとに学部等の単位で指定される。**

期間は指定された1カ月間

＜報告内容（項目）＞

次頁サンプルを参照

※報告方法については、学部等の事務室から連絡あり

2. 授業目的公衆送信補償金制度

見つかる、きみのなかの無限大。



KONAN INFINITY

＜報告内容（項目）＞ サンプル1：書籍の利用

(1) 教科等名・ 授業科目名	(2) 学年	(3) 履修者等 の人数（合計）	(4) 著作物の入手・ 掲載元の分類	(5) 著作物 の分類
歴史学B	1	100	書籍・本（電子版を 含む）	文字・文章
(6) 著作物の入手、 掲載元名（書籍名、アル バム名、サイト名等）		(7) 著作物名・ タイトル・ 見出し	(8) 著作者名・ アーティスト名・ 出演者名・制作者名	(9) 発行・ 制作元
大和朝廷の内政改革		大和朝廷の内政 改革	授業太郎	毎朝出版社
(10) 発行・ 発売時期	(11) 利用した 箇所・分量		(12) 個別の 製品番号など	(13) 備考
2001年8月3日	P 34～35		999-1-111111-99-1	共著。ISBN

2. 授業目的公衆送信補償金制度

見つかる、きみのなかの無限大。



KONAN INFINITY

<報告内容（項目）> サンプル2：インターネットの利用

(1) 教科等名・ 授業科目名	(2) 学年	(3) 履修者等 の人数（合計）	(4) 著作物の入手・ 掲載元の分類	(5) 著作物 の分類
写真芸術学	3	20	インターネット(文章・ 写真・イラストなど)	写真
(6) 著作物の入手、 掲載元名（書籍名、アル バム名、サイト名等）		(7) 著作物 名・タイト ル・見出し	(8) 著作者名・ アーティスト名・ 出演者名・制作者名	(9) 発行・ 制作元
二度行きたくなる絶景		朝焼けの 富士山	山中一郎	https://www. fujisan.com
(10) 発行・ 発売時期	(11) 利用した箇所・分量		(12) 個別の 製品番号など	(13) 備考
	https://www.fujisan.com/=2133 富士山の写真 1 枚			



2. 授業目的公衆送信補償金制度

(6) よくあるご質問

- **対面授業の資料を学生に電子ファイルで配信してもよいか**
配信可です。

授業目的公衆送信補償金制度の対象となるので、後日案内する所定の方法で記録してください。

- **自分の著作物は記録しなくてもよいか**

自身が著作権を保持している著作物は、記録不要です。

出版社等に著作権を譲渡している場合は、記録してください。

(どちらか分からない場合は、記録してください。)

- **表紙画像を利用してもよいか**

本を紹介するためであれば、表紙画像の利用は自由に利用できる範囲と認められています。(マンガ等キャラクターが載っているものは原則不可。)

最近発行された本であれば、「[版元ドットコム](#)」から利用できる表紙画像をダウンロードできます。利用条件が明示されているので確認してください。記録も不要です。

- **オンライン授業で映画を視聴させてもよいか**
一部であれば可ですが、全編は不可です。

2. 授業目的公衆送信補償金制度

見つかる、きみのなかの無限大。



KONAN INFINITY

(6) よくあるご質問

- **教科書指定した本をスクリーンで共有してもよいか**

「著作権者の利益を不当に害する」ことにはならないので、配信しても構いません。

- **図書館の資料を利用してもよいか**

利用できます。授業準備のための訪問が難しい場合は、図書館 2 階ヘルプデスク (library@adm.konan-u.ac.jp) にご相談ください。

- **コピーを電子化してもよいか**

準備を含めて、授業の過程で必要な複製が認められています。
「著作権者の利益を不当に害す」ことがないようにご注意ください。

- **対面授業を同時にオンライン配信する場合は対象となるか**

対面授業（受講している学生が現地にいる場合）で、スクリーン等に投影された画像の同時配信は、従来の授業利用範囲となり、本補償金制度の対象外です。



2. 授業目的公衆送信補償金制度

(6) よくあるご質問

- **学術雑誌の1論文を全て配信してもよいか**

授業で必要なもの（文献購読など）であれば送信可です。

卒業研究や卒業論文等、学生個人の研究活動で必要となる場合は、図書館等で各自が入手するようご指導ください。

※学内から利用できる電子ジャーナル等であれば、URLを共有するなど、各自がダウンロードするようご指導ください。

※書籍の場合は、小部分の利用に限られます。

- **授業では使用しないが、推薦する参考図書を配信してもよいか**

著作権35条での著作物の利用は、授業で必要と認められる場合に限定されています。図書館等で各自が入手するようご指導ください。

- **ネットニュースの記事をPDFにして配付してもよいか**

一概に不可ではありませんが、「著作権者の利益を不当に害す」ことがないようにご注意ください。

図書館の資料（新聞記事データベースやビジネス雑誌のデータベースなど）が利用できることもあります。

2. 授業目的公衆送信補償金制度

見つかる、きみのなかの無限大。



KONAN INFINITY

【参考】

SARTRAS

「利用報告」への入力の手引き

https://sartras.or.jp/wp-content/uploads/report_itemlist.pdf

「改正著作権法第35条運用指針（令和3（2021）年度版）」

https://forum.sartras.or.jp/wp-content/uploads/unyoshishin_20201221.pdf

「学校教育と著作権」

<https://sartras.or.jp/educationcopyright/>

著作権に関するご相談等は
図書館事務室まで
お寄せください

Mail:libadm@adm.konan-u.ac.jp

TIPS作成：教育学習支援センター

Mail:lucks@adm.konan-u.ac.jp

[Tel:078-386-4312](tel:078-386-4312)（内線：5851）